

【概要】

1. 指定内容

- ・福岡市博多区の博多遺跡群の発掘調査で出土し、埋蔵文化財センターで収蔵している資料の中から、希少性、重要性、学術性に着目して厳選した2,138点。
- ・指定される資料は、輸入陶磁器を中心として、国産陶器、日用品である土器、漆器、木製品や鏡、仏像などの金属製品により構成される。

2. 博多遺跡群とは

- ・博多駅の北西側、御笠川と那珂川に挟まれた範囲の地下に所在する遺跡。
- ・鴻臚館の廃絶後、平安時代後期（11世紀後半）から江戸時代、鎖国令が出されるまで栄えた国内最大の貿易都市遺跡。
- ・中世を中心とする国際色豊かな資料が大量に出土している。

3. 文化庁による評価

「古代末から中世のわが国における貿易の広がりや、技術や製品の伝播と交流の実態を明らかにするとともに、港湾都市・商業都市に於ける生活実態を具体的に示す資料として貴重であり、きわめて重要な学術的価値を有している」

4. 関連事業について

今回の重要文化財指定に伴い、講演会や資料の展示を予定しています。

(1) 資料の展示

【場 所】 福岡市埋蔵文化財センター 第2・第3展示室

【期 間】 4月4日（火）から実施
3ヶ月を目途に展示替え

【その他】 入館無料、月曜日休館

(2) 指定記念講演会

【場 所】 福岡市博物館

【期 日】 5月13日（土）13:15～16:45（開場 12:30）

【内 容】 『中世博多歴史放談』と題して、指定の全体に関する報告や指定の意義について座談会形式で行います。

【登壇者】（予定）

考古 小野 正敏（国立歴史民俗博物館名誉教授）

横須賀 倫達（文化庁美術学芸課調査官）

文献 佐伯 弘次（九州大学人文科学研究院教授）兼 司会

伊藤 幸司（九州大学比較社会文化研究院准教授）

考古 田上 勇一郎（福岡市埋蔵文化財課主任文化財主事）

【その他】 定員240人、申し込み不要、無料

(3) 福岡市埋蔵文化財センター 平成29年度考古学講座

- ・博多遺跡群をテーマにした市民向けの考古学講座を、6月から月1回、埋蔵文化財センターにおいて行います（詳細は未定）。

【資料】

●今回指定となる資料の概要

遺跡所在地	福岡市博多区店屋町・祇園町・呉服町・綱場町・古門戸町ほか
指定対象となる時代	平安時代（後期）～安土桃山時代
遺跡の性格・概要	<p>【概要】中世の港湾都市遺跡。</p> <p>日宋貿易の時代に都市化し、元・明・高麗・朝鮮・琉球との貿易拠点として栄えた。</p> <p>平安時代末には、宋の商人らの居住区である『博多津唐房』が存在したことが史料から知られており、日本初のチャイナタウンと解されている。</p> <p>鎌倉時代末以降戦国時代まで、不整形ではあるが長方形街区による町割りがなされていたことが発掘調査によって明らかとなった。</p> <p>戦国時代には争奪の対象となって戦火に罹り荒廃した。九州を平定した豊臣秀吉によって新たな町割りが敷かれ復興したが、鎖国により貿易港湾都市としての役割を終えた。</p> <p>博多遺跡群は、古代官衙・寺院に淵源を持たず、貿易港湾という位置付けによって発生した都市遺跡として、全国的に見ても稀有である。</p> <p>このように日本の都市史・対外交流史を考える上で、重要な遺跡であるといえる。</p>
指定品の概要	<p>貿易陶磁器 1,496 点、 中国産青磁 441 点、中国産白磁 386 点、中国産青白磁 53 点 中国産青花 187 点、中国産陶器 205 点、 ほか</p> <p>土器・土製品 231 点、 国産陶器 46 点、瓦器・瓦質土器 29 点、 土師器・土師質土器 85 点、墨書・墨画土器 9 点、 ほか</p> <p>木器・木製品 61 点、 形代 3 点、木札 6 点、漆器 11 点、折敷^{おしき}2 点 ほか</p> <p>金属製品 187 点、 銭貨 76 点、銅鏡 16 点、メダイ 2 点、刀・刀装具 18 点ほか</p> <p>石製品 77 点、 鋳型 5 点、権 6 点、模造品 1 点、石鍋 4 点、硯 21 点 ほか</p> <p>ガラス製品 31 点、 容器 5 点、玉 17 点、ガラス素材 6 点 ほか</p> <p>骨角製品 53 点、 刀装具 4 点、筭 17 点、遊戯具 3 点 ほか</p> <p>烏帽子 2 点</p> <p style="text-align: right;">合計 2,138 点</p> <p>これらは、中世における貿易の広がりの実態、技術やモノの交流を窺わせるとともに、中世港湾都市・商業都市の姿を示す極めて重要な学術的価値を有している。</p>



指定候補の全体像



中国 青磁



中国 白磁



中国 青花・色絵磁器



生活を支えた様々な資料

●重要文化財の指定とは

- ・文化財保護法第 27 条の規定に基づいて行われます。
- ・文化庁長官からの諮問に対して、文化審議会から答申されます。

※文化財保護法（抜粋）

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

（指定）

第二十七条 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

2 文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐい
ない国民の宝たるものを国宝に指定することができる。

- ・重要文化財に指定されると、修理に際して国からの指導や補助を受けることができます。（一方で、資料の移動や展示の際、規制がかかる場合があります。）

●考古資料の重要文化財指定について

- ・博多遺跡群と同じ、**中世の遺跡から出土した考古資料が一括で指定を受ける事例**は、過去、全国で 4 例あります。

広島県草戸千軒町遺跡出土品（平成 16 年 6 月 8 日指定）

福井県一乗谷朝倉氏遺跡出土品（平成 19 年 6 月 8 日指定）

北海道上之国勝山館跡出土品（平成 20 年 7 月 10 日指定）

岩手県平泉遺跡群出土品（平成 22 年 6 月 29 日指定）

- ・九州では初の事例となります。
- ・福岡市内の重要文化財に指定されている考古資料は 8 件、653 点あります。今回の博多遺跡群出土資料を加えると、10 件、2,791 点となります。

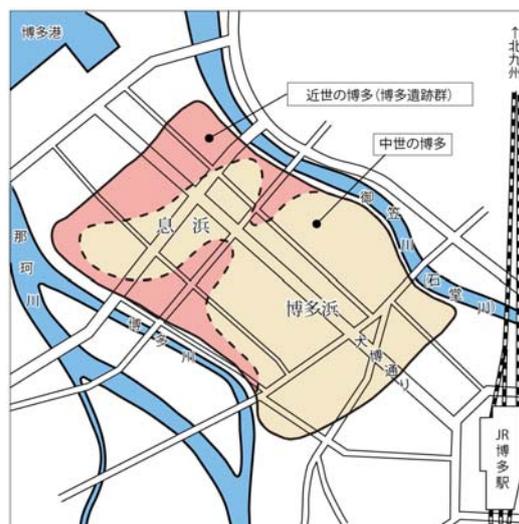
福岡市内の重要文化財（考古資料）※国宝を含む

指定名称	員数	所有者又は管理者	指定年月日
銭弘俵八万四千塔	1 基	(宗)誓願寺	明治44年4月17日
金印（印文「漢委奴國王」） 福岡県糟屋郡志賀島村出土	1 顆	福岡市	昭和6年12月14日
有柄細形銅剣 内行花文鏡 福岡県糸島郡怡土村大字三雲字鑓溝出	2 1口 1面	(宗)聖福寺	昭和27年3月29日
銅戈鎔范 福岡県糸島郡怡土村大字三雲字鑓溝出	1 箇	(国大)九州大学	昭和30年2月2日
青釉経筒 伝筑前国四王寺趾経塚出土	1 合	(財)田中丸コレクション	昭和30年6月22日
壺形土器 福岡県福岡市城ノ原出土	1 箇	福岡市	昭和42年6月15日
壺形土器 長崎県壱岐郡勝本町立石唐神出土	1 箇	福岡市	昭和42年6月15日
筑前吉武遺跡出土品	645 点	文化庁	昭和62年6月6日

※
国宝

●博多遺跡群について

- ・博多遺跡群は那珂川と御笠川に挟まれた南北 1.6km、東西 0.8km の範囲の砂丘状に形成された遺跡です。遺跡の面積は約 120 万㎡あります。
- ・昭和 52 年（1977）の地下鉄工事に伴う発掘調査を契機として、以後、現在までに道路拡幅やビル建設などを原因とした調査が行われ、その地点は 220 カ所以上を数えます。
- ・発掘調査された部分の面積は約 8.2 万㎡となります。
- ・出土遺物の総量はコンテナケースで約 3 万箱、点数は約 35 万点あります。（埋蔵文化財センターに收藏分）
- ・調査の結果、弥生時代前期以降、連綿と人々が生活していた痕跡が見つっています。
- ・特に注目されるのが中世（平安時代後期～安土桃山時代）で、鴻臚館廃絶以後、貿易の拠点となり、中国を中心に朝鮮半島、東南アジアから輸入された陶磁器類が多数出土します。
- ・また、中世の人々の生活に関わる遺構や遺物が数多く発見されています。



博多遺跡群位置図